

川崎市告示第191号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定により指定緊急避難場所の指定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき別添のとおり告示します。

令和7年4月1日

川崎市長 福田 紀彦

指定緊急避難場所の指定取消

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	津波	高潮	地震	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
1	河原町グラウンド・体育館	幸区河原町1	—	—	—	—	○	—	○	—